

## 指 名 停 止 情 報

西武造園株式会社 東京都豊島区长崎5-1-34

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

### 記

#### 1 指名停止の期間

令和5年10月5日 ～ 令和5年12月4日（2ヶ月間）

#### 2 指名停止の理由

西武造園株式会社は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたため、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（建設業法違反行為）に該当するため。